

杉戸町妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業のご案内



【妊婦のための支援給付金について】

杉戸町では妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援のひとつとして、「身近で」「顔を合わせて」「町ぐるみで」相談をする妊婦等包括相談支援事業を実施しています。妊婦等包括相談支援事業の一体的経済支援として、妊婦のための支援給付金（2 回）を支給しますので、出産・子育てにかかる費用にご活用ください。

また、妊婦等包括相談の一環として妊娠 32～34 週頃に「もしもしプレママ※¹さん、お元気ですか？」のお電話をさせていただいております。ご希望の方には「顔を合わせて」お話もできますのでお知らせください。お電話でお話できなかった方にはアンケートをお送りしますのでご返送をお願いします。

※1 プレママ…妊娠中の女性、あるいはこれから母親になる女性のこと

【給付金の支給額】

- ・妊婦のための支援給付金 1 回目 妊婦一人につき現金 5 万円
- ・妊婦のための支援給付金 2 回目 対象児一人につき現金 5 万円



【妊婦のための支援給付金 1 回目対象者（下記のすべての要件を満たす妊婦）】

- ・産科医療機関で妊娠が確認された（胎児心拍が確認された）方
- ・給付金申請日時点で杉戸町に住民登録のある妊婦
- ・杉戸町以外の自治体で妊婦のための支援給付金 1 回目の支給を受けていない方

【妊婦のための支援給付金 2 回目対象者（下記のすべての要件を満たす妊産婦）】

- ・給付金申請日時点で杉戸町に住民登録のある方
- ・杉戸町以外の自治体で子育て応援給付金の支給を受けていない方

【申請書の配布・申請方法】

- ・妊婦のための支援給付金 1 回目：妊娠届出時に配布、必要書類がそろっていればその場で申請できます。
- ・妊婦のための支援給付金 2 回目：原則、赤ちゃん訪問時に配布します。訪問時に申請書を記入し必要書類がそろっていればその場で書類をお預かりします。

※必要書類がそろっていない場合は、申請期限までにご自身で切手を貼って郵送するか又は、保健センターへお持ちください。

【申請期限】

申請書類はすみやかにご提出ください。

国の定めでは、

- ・妊婦のための支援給付金 1 回目：妊娠が確認された日から 2 年以内
- ・妊婦のための支援給付金 2 回目：出産予定日から 8 週間前日から 2 年以内 となっています。

※必要書類が全てそろった日が申請日となります。

【申請必要書類】

- ・妊婦のための支援給付金 1 回目：妊婦給付認定申請書
- ・妊婦のための支援給付金 2 回目：児の数の届出書

※妊婦のための支援給付金（２回）の申請者及び振込先名義は、必ず妊産婦さんご本人となります。家族やお子様名義の振込座はご指定頂けません。

※マイナポータルを利用した振り込みをご希望の方は口座情報の記入は不要です。マイナンバーに公金受取口座を登録している方のみ利用できます。

- ・申請者のご本人確認書類（顔写真のあるもの）の写し
（運転免許証など。マイナポータルの公金受け取りをご希望の場合は必ずマイナンバーカードの写し）
- ・銀行振り込みをご希望の方
振込先口座名義、口座番号が確認できる書類の写し（通帳やキャッシュカードのコピー、
振込口座名義のカタカナ表記のあるページをお願いします。登録印鑑が表記されている場合は印鑑部分を隠してください。）

※通帳・キャッシュカードに口座番号が明記されていない場合は、インターネット等で口座番号がわかるページを印刷してお持ちください。



【支給時期】

- ・申請書類が整い受理してから、１～２か月後になります。詳しい振込日は、給付認定後に送付される妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書をご確認ください。給付不可となった場合は、妊婦給付認定申請却下通知書にてお知らせいたします。
- ・子ども・子育て支援法第 10 条の 10 の規定に基づき、妊婦給付認定後に杉戸町外に転出した場合には、転出日をもって杉戸町の妊婦支援給付認定は取消されます。（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。）また、取消しにより杉戸町から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

【その他】

- ・申請書裏面の同意事項にチェック、署名がない場合は支給できません。給付金の趣旨をご理解いただき署名をお願いします。
- ・申請後に、振り込み先の口座氏名を変更されると振り込みができませんのでご注意ください。
- ・転入前市町村で支給された場合は杉戸町での支給の対象にはなりません。二重に支給された場合は返還していただくことになります。
- ・杉戸町に居住実態があるにも関わらず、DV 等で住民登録のできない方はご相談ください。
- ・振り込め詐欺にご注意ください。支給にあたり、杉戸町からお問い合わせをすることがございますが ATM の操作や手数料の振り込みを求めることはございません。

【お子様をなくされた方へ】

- ・妊婦のための支援給付金（２回）は、流産・死産等をなさった方も対象です。２回目の給付前に流産・死産等となった場合は、２回目の給付のご案内をしますのでご連絡いただくか、保健センターからお電話させていただいた際にお知らせいただければ幸いです。
- ・誰かに話してみたくになったら…

埼玉県不妊症・不育症等ピアサポートセンター「ふわり」

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/boshi/hunin_huiku_network.html



ふわり QR コード

問い合わせ先 杉戸町保健センター 電話 0480-34-1188

